

公的年金等を受給されている方へ

確定申告不要制度 について

公的年金等の収入金額（複数ある場合は合計した金額）が

400万円以下 であり、かつ、公的年金等に係る

雑所得以外の所得金額が **20万円以下** の場合、

所得税の **確定申告は不要** です。

400万円以下とは？

「公的年金等の源泉徴収票」のここをチェック！

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	生年月日	年金の種類
区分	支払金額			
所得税法第103条の3第1号・第4号適用分				円
所得税法第103条の3第2号・第5号適用分				円
所得税法第103条の3第3号・第6号適用分				円
所得税法第103条の3第7号適用分				円
本人	配偶者	その他の親属	ひとり親	遺族
本人	配偶者	ひとり親	遺族	特別
本人	配偶者	ひとり親	遺族	特別
本人	配偶者	ひとり親	遺族	特別

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	生年月日	個人番号
区分	支払金額			
所得税法第103条の3第1号・第4号適用分				円
所得税法第103条の3第2号・第5号適用分				円
所得税法第103条の3第3号・第6号適用分				円
所得税法第103条の3第7号適用分				円
本人	配偶者	その他の親属	ひとり親	遺族
本人	配偶者	ひとり親	遺族	特別
本人	配偶者	ひとり親	遺族	特別
本人	配偶者	ひとり親	遺族	特別

この部分の合計金額を確認してください。

お手元に「公的年金等の源泉徴収票」が複数ある場合は、年金を受け取っている方の氏名が同一のものを合計してください。

公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合は、裏面の「公的年金等に係る雑所得以外の所得の計算の目安」をご覧ください。